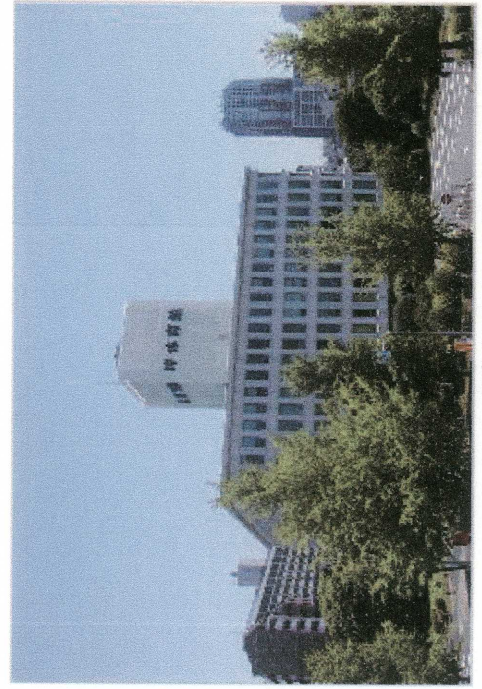


岸記念体育会館の移転をめぐる経過

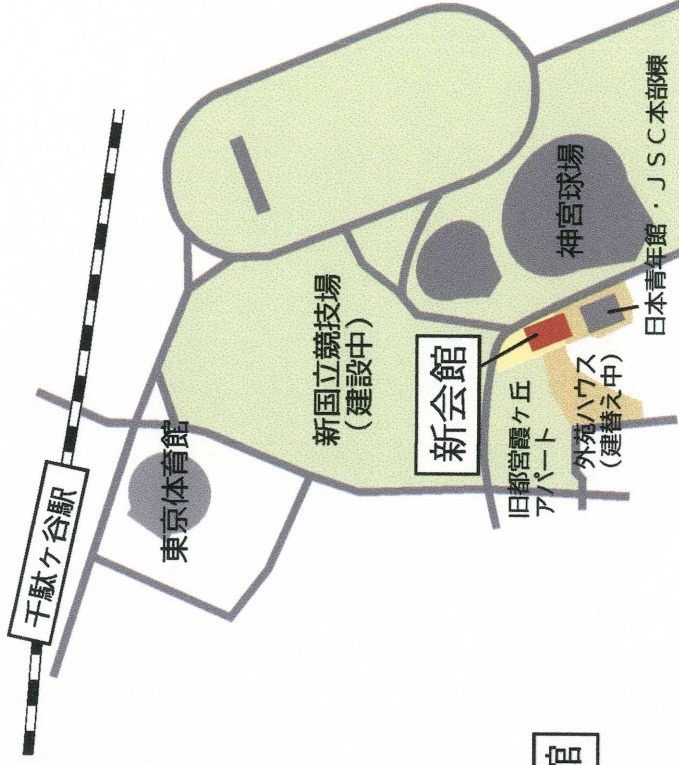
- 2011年頃 日体協は、岸体の現地建て替えに向け、隣接する国有地の活用を前提に検討していたが、財務省との協議が不調に。
- 2011年9月 都都市整備局が、「岸体建替え問題の解決」のため、岸記念体育会館の敷地を公園として整備し、神宮外苑に移転することを検討する文書を作成。
- 2012年4月 都都市整備局は、日体協に対し、神宮外苑への移転検討を提案。
- 2013年5月 東京都都市計画審議会が神宮外苑の地区計画を決定。のちに日体協の移転地となるこもれびテラスを明治公園の区域から削除。
- 2015年4月 都が外苑ハウス、JOCと、都有地を第三者に譲渡した場合、協力をするという旨の協定書を結ぶ。
- 8月 五輪組織委員会から都オリパラ準備局に岸体敷地を指定し、土地確保を要請。
- 12月15日 都都市整備局は、岸体敷地部分を代々木公園の優先整備区域にしたと公表。同日に「新宿区霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の実施について」を公表。
- 12月22日 日体協が舛添知事あてに神宮外苑の都有地への移転を要望。
- 2016年
- 1月7日 東京都は日体協に対し、移転要望を「了承する」と回答。
- 2月 日体協が新会館建設のための企画提案書を都に提出。

【現在】

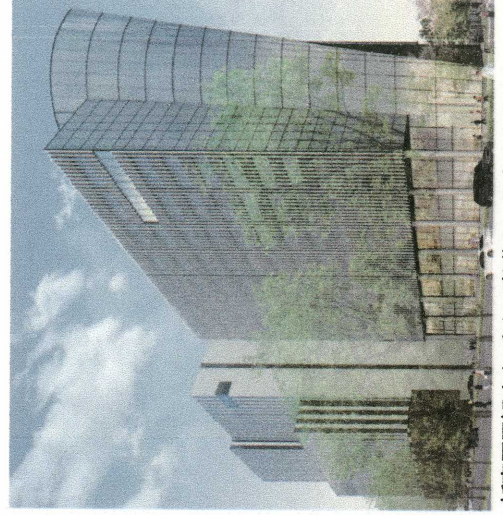


日本オリンピック協会ホームページより

【新会館】



図手前 (後ろは日本青年館・JSC本部棟)



新宿区景観まちづくり審議会に提出された資料より

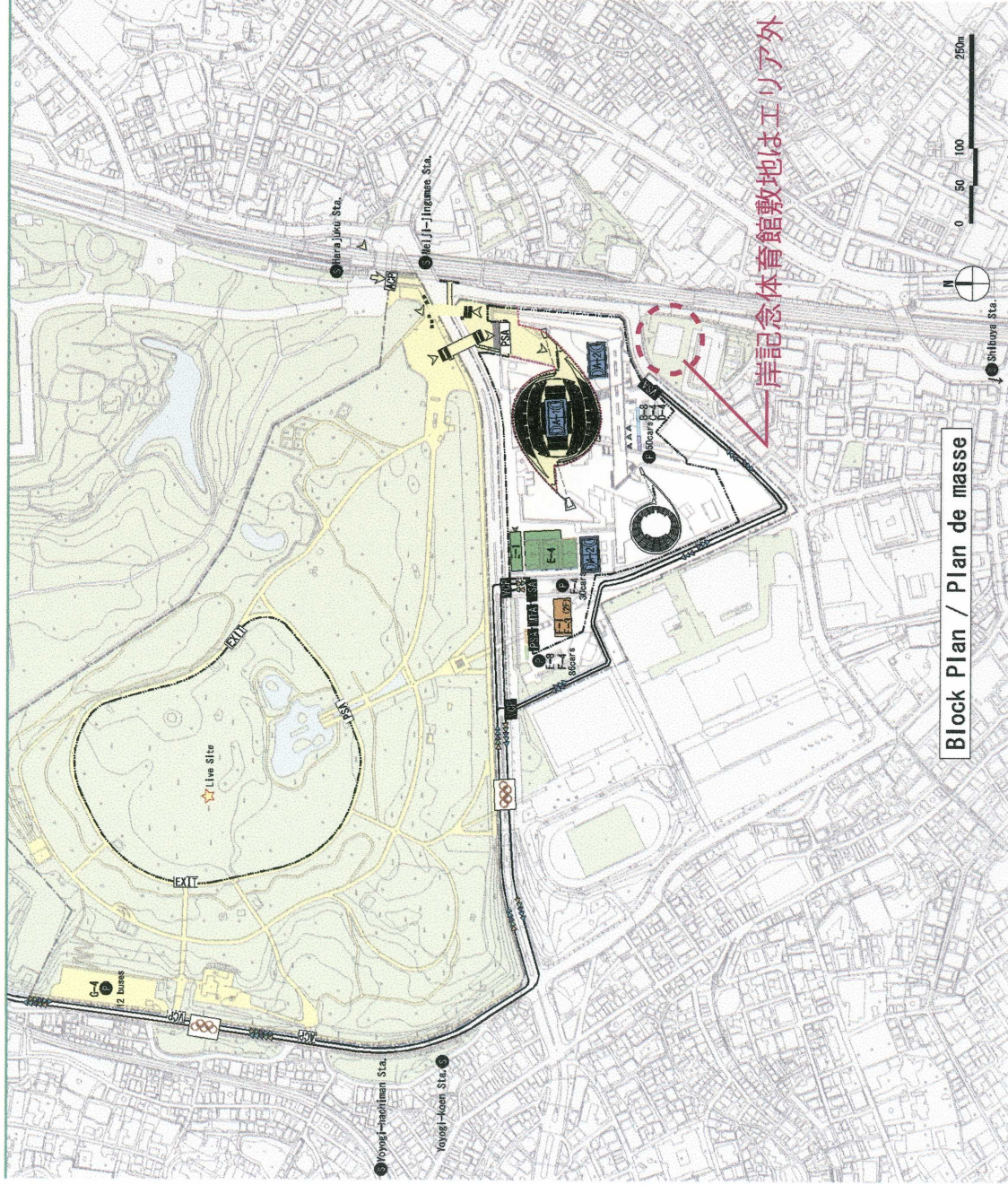
08.11.3 IF Block plan
Plan de masse pour les FI



Handball
Handball

03

Yoyogi National Stadium
Stade National de Yoyogi



Zones de compétition	Competition Areas
A-1 Aire de jeu	A-1 Field of Play
A-2 Espaces d'échauffement	A-2 Warm-up Areas
A-3 Chambrées d'appel	A-3 Call Areas
Athlètes / Officiels d'équipe	Athlete / Team Officials
B-1 Vestiaire des athlètes	B-1 Athlete Changing Room
B-2 Salon des athlètes	B-2 Athlete Lounge
B-3 Poste de contrôle antidopage	B-3 Doping Control Station
B-4 Centre médical / massage / sauna	B-4 Athlete Medical / Massage / Sauna
B-5 Salles d'équipement	B-5 Equipment Areas
B-6 Autres espaces pour les athlètes	B-6 Other Athlete Areas
B-7 Tribune des athlètes et officiels	B-7 Athlete / Team Officials Seating
B-8 Parking des athlètes et officiels	B-8 Athlete / Team Officials Parking
ET / Officiels techniques	ET / Technical Officials
C-1 Zones des FI	C-1 IF Areas
C-2 Zones des officiels techniques	C-2 Technical Officials Areas
C-3 Tribune des FI et officiels techniques	C-3 IF / Technical Officials Seating
C-4 Parking des FI et officiels techniques	C-4 IF / Technical Officials Parking
CO / Famille olympique	CO / Olympic Family
D-1 Salon de la Famille olympique	D-1 Olympic Family Lounge
D-2 Tribune officielle de la Famille olympique	D-2 Olympic Family Seating (Official)
D-3 Tribune d'honneur de la Famille olympique	D-3 Olympic Family Seating (Honour)
D-4 Parking de la Famille olympique	D-4 Olympic Family Parking
MÉDIAS	Media
E-1 Centre des médias du site	E-1 Venue Media Centre
E-2 Salle de conférence de presse	E-2 Press Conference Room
E-3 Zone mixte	E-3 Mixed Zone
E-4 Aire des radiodiffuseurs	E-4 Broadcast Compound
E-5 Autres espaces médias	E-5 Other Media Areas
E-6 Tribune média (RT)	E-6 Media Seating (RT)
E-7 Tribune média (E)	E-7 Media Seating (E)
E-8 Parking des médias	E-8 Media Parking
Zone des opérations	Back of House Operations
F-1 Zones des opérations	F-1 Operations Areas
F-2 Espace restauration	F-2 Catering Compound
F-3 Espace logistique	F-3 Logistic Compound
F-4 Parking des opérations	F-4 Operations Parking
Spéctateurs / Partenaire	Spectator / Sponsor
G-1 Services aux spectateurs	G-1 Spectator Facilities
G-2 Centre médical spectateurs	G-2 Spectator Medical Areas
G-3 Tribune spectateurs / partenaires	G-3 Spectator / Sponsor Seating
G-4 Parking des spectateurs	G-4 Spectator Parking

Entrée du site	Venue Entrance
littéraire véhiculaire	Vehicle Route
littéraire piéton	Pedestrian Route
Périmètre du site	Venue Perimeter
Périmètre de sécurité	Secure Perimeter
Zone accréditée / Zone grand public	Accredited Zone / Spectator Zone
Point de contrôle des accréditations	Accreditation Check Point
Point de contrôle des véhicules	Vehicle Control Point
Zone d'inspection des véhicules	Vehicle Screening Areas
Zone de contrôle des piétons	Pedestrian Screening Areas
Zone de transfert de matériel	Material Transfer Areas
Parking	Parking
Point de dépôt	Drop off
Point de reprise	Pick up
Tableau(s) d'affichage	Scoreboard(s)
Ecran(s) vidéo	Video board(s)
Gare ferroviaire	Railway Station

Block Plan / Plan de masse

岸記念体育館敷地はエリア外



神宮外苑地区 (a 区域) まちづくり基本協定書

東京都 (以下「甲」という。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター (以下「乙」という。) 及び 外苑ハウス管理組合 (以下「丙」という。) は、神宮外苑地区地区計画区域内の霞ヶ丘町及び神宮前二丁目の一部において、相互に連携・協力して具体的なまちづくりを推進するため、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、神宮外苑地区におけるスポーツクラスター形成につながる敷地の一体的利用、都立明治公園の再編、良好な環境となる住宅の更新の実現に向けて、再開発等促進区を定める地区計画及び土地地区画整理事業の活用が必要であることを確認し、甲、乙及び丙が相互に連携・協力して、具体的なまちづくりを推進することを目的とする。

(協定対象区域)

第2条 本協定の対象区域は、別紙のとおりとする。

(個別協定の締結)

第3条 甲、乙及び丙は、土地地区画整理事業の実施に向けて相互に確認が必要な事項について、別途個別協定を締結するものとする。

(再開発等促進区に関する協力)

第4条 甲が所有する土地を第三者に譲渡する予定があることを甲が明らかにした場合には、乙及び丙は、再開発等促進区を定める地区計画の企画提案について、譲渡が予定される第三者 (以下「譲渡予定者」という。) と連携・協力するものとする。

2 甲は、再開発等促進区を定める地区計画の企画提案について、譲渡予定者に対し、甲、乙及び丙と連携・協力することを確認するものとする。

(地位の承継)

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に定める協定対象区域内における土地の所有権の第三者への譲渡又は借地権の設定若しくは第三者への譲渡をしようとする場合は、本協定に定める事項全てを譲受人等に承継させなければならない。

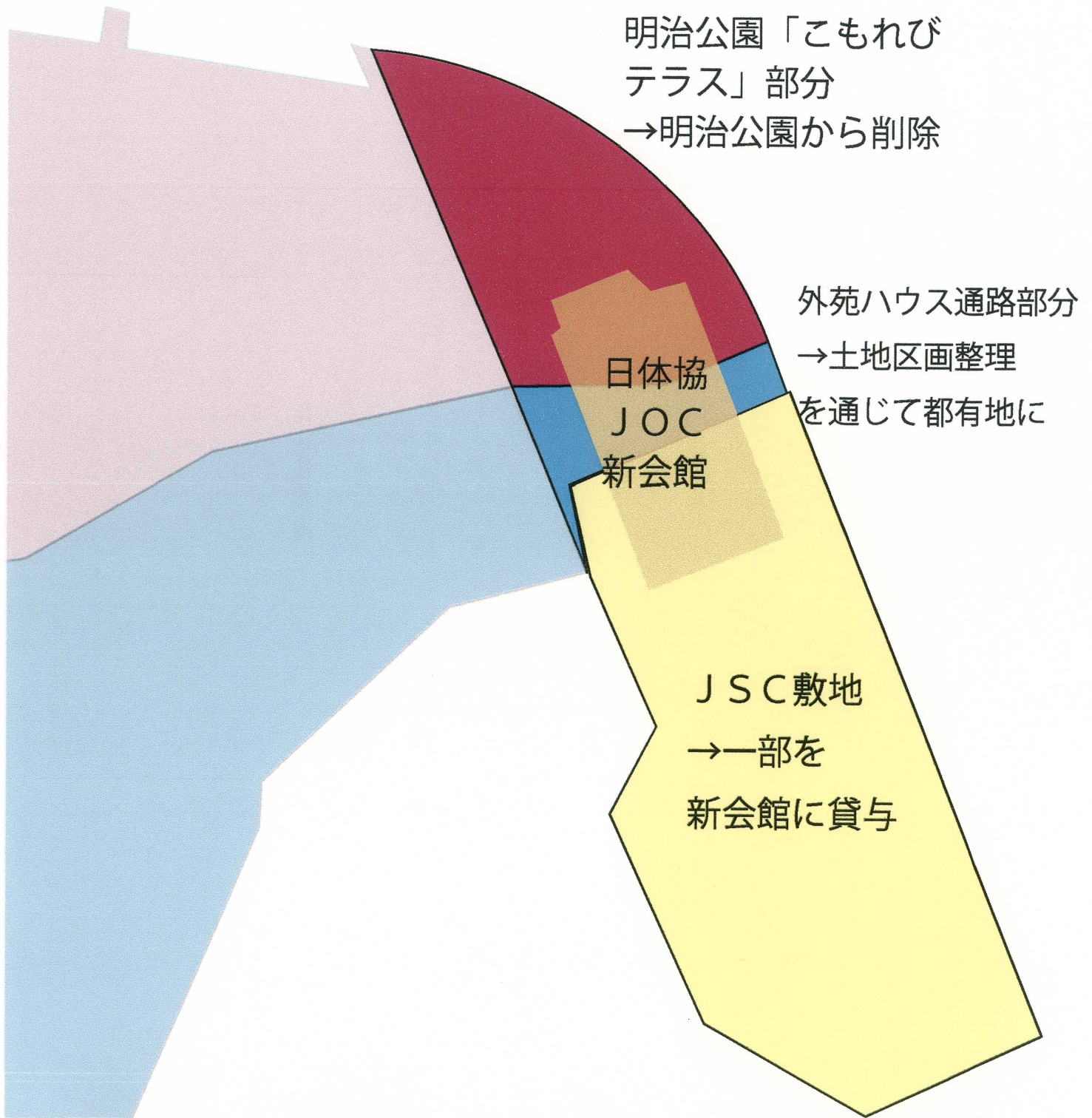
(信義誠実の義務)


第6条 甲、乙及び丙は、相互の事業予定を勘案しつつ、連携・協力して、信義を重んじ、誠実に本協定を運用するものとする。

2 甲は、譲渡予定者に対し、前項の義務を確認するものとする。

【資料⑤】

日体協の新会館は、都だけでなく、民間共同住宅（外苑ハウス）やJSCの協力があって建設可能に

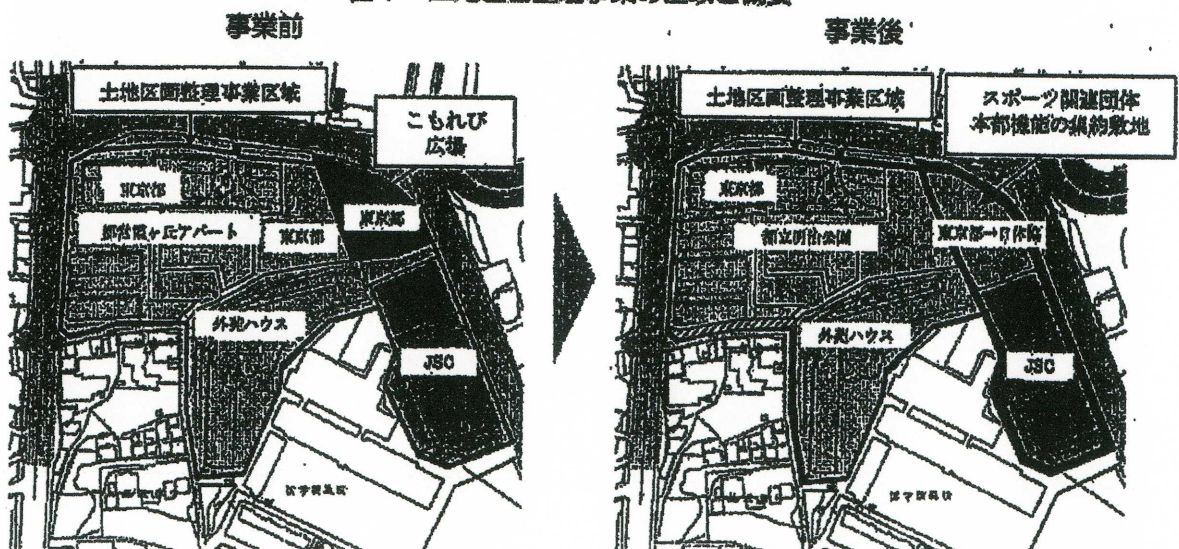


 によって新会館の敷地を確保

神宮外苑地区のスポーツクラスター実現に向けた 建設局への要請について

- 神宮外苑地区におけるスポーツ関連団体本部機能の集約は、都の重要施策である新国立競技場の建設を契機としたスポーツクラスター構想の一環をなすものである。この実現に向け、当局は、歴代副知事の指導の下、JSC 敷地（現テニスコート）、都営霞ヶ丘アパート敷地、外苑ハウス（民間マンション）相互の敷地を整序することにより、岸記念体育館が移転可能となる土地の確保に向けて、関係者との調整を重ねてきた。
- その結果、昨年11月、外苑ハウスにおいて敷地の提供を含む建て替え決議が行われ、現都立公園（こもれび広場）を含む図1の区域において、岸記念体育館の移転用地の確保が可能となる状況に至った。
- 今後、当該区域の敷地整序を行い、図1の通り本部機能を集約する一体的敷地を生み出すためには、土地区画整理事業を実施することが必要となる（別紙1）。ついては、以下の2点につき、貴局のご協力をお願いしたい。
 - 1) スポーツクラスター構想の推進主体である都の個人施行による土地区画整理事業区域内に、こもれび広場を編入することの了解。
 - 2) 敷地整序後のこもれび広場について、現岸記念体育館敷地（都市計画代々木公園内）と交換することの了解。
なお、都市整備局がこもれび広場を取得し、日体協（岸記念体育館）に売却することについては、別紙2の通り、財務局から不可能との回答を得ている。
- 今回のスポーツ関連団体本部機能の集約によって、[REDACTED]地区全体のスポーツクラスター構想が大きく前進するとともに、[REDACTED] 2020年大会の成功に不可欠である[REDACTED]にもつながるものである。
貴局の特段のご理解とご協力をお願いしたい。

図1 土地区画整理事業の区域と概要



※下線は日本共産党都議団

【資料⑦】

検討における主な経緯

- H23 頃 日体協は岸体の現地建替えに向け、隣接する国有地の活用(土地交換、余剰容積の利用等)を前提に検討していたが、財務省との協議が不調その頃、神宮外苑地区では、JSCが国立競技場の建替えと本部ビル移転について検討開始
- H23. 8～9 頃 都市整備局は、国立競技場建替えを契機に、周辺都有地(明治公園・霞ヶ丘アパート)や建替えを検討していた外苑ハウス敷地を含めた区域の再編整備について検討開始
- その中で、日体協の神宮外苑への移転と岸体跡地の公園整備についても検討(岸体建替え問題の解決、神宮外苑地区のスポーツクラスター形成に寄与) ①②
- H23. 12 都が「2020年の東京」計画策定(神宮外苑地区を四大スポーツクラスターの一つに位置づけ) ③
- H24. 1 頃 都市整備局は日体協への移転提案時期等を検討 ④
- H24. 4. 6 都市整備局は日体協に対し、国立競技場建替えも視野に入れた移転検討を提案 ⑤
- H24. 7 日体協は、JSCから話を受け、JSCと連携した神宮外苑への移転検討開始
- H26. 3. 27 日体協は都に対し、以下を要望(副知事宛依頼文) ⑥
- ・遅くともラグビーワールドカップまでに新会館の竣工に向けた、都市計画変更等についての対応
 - ・都有地と岸体敷地の交換等に向けた早期の協議・調整
- H27. 3. 30 都は関係局間で調整し、対応の方向性を整理(副知事に報告) ⑦⑧
- ・都市整備局は代々木公園(岸体敷地)の優先整備区域の方針を決定
 - ・建設局は、岸体敷地を2020大会までに公園として整備、その代替地として神宮外苑都有地を日体協に売却
 - ・都市整備局は、神宮外苑都有地を(先行して)日体協に貸付け



以降、この方向に沿って、関係局は必要な手続を進めている。

【過去の答弁】

●2016年5月27日 都議会都市整備委員会

○白石たみお都議

日本体育協会とJOCの会館を**神宮外苑地区に移転について**、都とどのような協議が行われてきたのか、**いつどのような内容で何回、協議、話し合いがされたのか**、具体的に経緯を説明していただきたい。

○上野技監

日本体育協会の会館の移転につきましては、日本体育協会から都に対しまして、平成27年12月22日に要望が出されております。その要望を踏まえて、同協会などによる整備の方針が平成25年6月に決定した本地区計画の方針に沿ったものであることと確認できたことから、都は平成28年1月7日に同協会が検討を進めることを了承したものでございます。

●2016年第1回定例会 吉田信夫都議文書質問

○問い

(※平成27年12月1日の岸記念体育会館敷地の優先整備区域の)指定に先立ち、日本体育協会側から都市整備局に対する**相談や要請などの経過及び都の対応について時期を含め明らかにしてください。**

○回答

都は、平成27年12月1日に優先整備区域を設定しました。**同月22日、日本体育協会から都に対し、岸記念体育会館の神宮外苑地区への移転要望が出されました。この要望を受け、都は平成28年1月7日、同協会が検討を進めることを了承しました。**

すなわち…

●**神宮外苑への移転**

日体協から都に平成27年12月22日に要望。

●**日体協からの相談**

平成27年12月22日にあった。

【3月1日の答弁】

●**神宮外苑への移転**

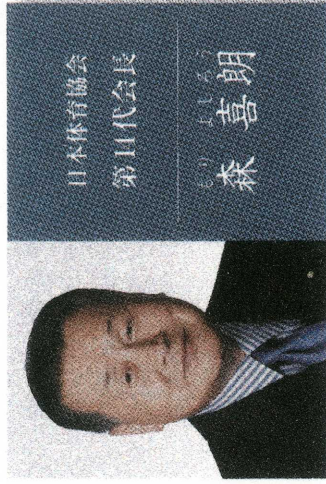
「**都は日本体育協会に対して、岸記念体育会館の移転の検討をすることを平成24年に提案**」

●**日体協からの相談**

「**現地での建てかえについては、協会が平成16年ごろから検討**」
 「**都に対して都市計画規制などについての相談が寄せられていた**」

「**神宮外苑地区への移転については、同地区のスポーツクラスターの形成に向けて、平成24年に都から協会に対して移転の検討をすることを提案しており、その後、それに関して協会から都に問い合わせなどがあつた**」

首相経験者として 実行力を発揮



日本体育協会
第13代会長

森喜朗

在任期間

2005(平成17)年4月～2011(平成23)年3月

1937年7月14日生まれ～

総理大臣を務めたことがある日本体育協会会長は史上初めのことだった。政財官界に通じ、スポーツ界にも造詣が深い。2005(平成17)年1月、第13代安西孝之会長の後任人事が会長候補選考委員会で検討され、「幅広く活動できるこの人以外に適任者はいない」と全会一致で選ばれ、同年3月から「森・口体協」がスタートした。

「スポーツのすそ野を広げ、学校教育とも協力し、子どもたちの体力向上やスポーツへの関心を持ってもらうために最善を尽くす」。会長に就任した時に述べた抱負である。政財官界に明るい人が日本体育協会の改革にどこまで踏み込んでいけるか、誰もが期待したのはその実行力である。最大の課題は国民体育大会の改革。安西前会長がまとめた再生案を実現するために、まずは財政基盤の確立に奔走した。課題が多かった各施策に、現行制度の枠組みを超えて取り組んだ。

国体改革については、国体委員会は激しい論議を繰り広げた。「国体は大事。私の提言は、もっと細かく年齢

会長のプレジデンスが必然的に高まっていった。日本体育協会役員意識向上も忘れなかった。「これからは若い諸君が日本体育協会を動かしていく。創立100周年を機に、次の100年に向けてしっかり頼む」。岸記念体育会館に頼み出すたびに若い職員を激励した。

オフィシャルパートナーの確保も大きな仕事だった。スポンサー集めに苦心し、協力企業4社を増やさせた。国の補助やサッカーくじ助成金の確保など活動の基盤になる財源の獲得に会長自ら動いたことも評価されるが、生涯スポーツ社会の一層の実現に向けた「日本スポーツグランプリ」の表彰制度を発案し、それを実行に移したことは画期的だった。

この制度は、長年にわたりスポーツを实践し、広く国民に感動や勇気を与えた中高年齢層の個人、グループに対して授与し、その功績をたたえようとにも、生涯スポーツ振興のさらなる醸成に資することを目的として定めたものだ。

老朽化した岸記念体育会館の建て替え問題にも取り組んだ。日本体育協会創立100周年記念式典を「新しい会館でやりたかった」としじみ語ったことがあったが、会館建て替えの道筋を切り開いた功労者だ。建て替えについては政治力を発揮。会館の土地が代々木公園の公園指定となっていて、ビルの高さ制限が設けられるなど、複雑な問題が山積している中で、東京都をはじめ、文部科学省など関係機関と話し合いを行い理解を求めるなど、高いハードルを越えるための調整を自ら積極的に推進した。

2009(平成21)年3月、日本体育協会の規則で役員選任の条件が「就任時70歳未満」と定められていたが、当時の会長選挙委員会の佐治信忠委員長(日本体育協会

副会長)は、日本体育協会創立100周年記念事業、老朽化している岸記念体育会館の建て替え問題、2016年オリンピックの東京招致など多くの懸案が多いことから年齢にこだわらず、71歳になった森会長の3選を決定した。

1991(平成3)年の役員改選で、当時75歳の青木半治会長の再選を決めた際、70歳定年制を適用しなかった例があった。森は「70歳定年制が果たして必要なのか。スポーツ界の統括団体として、各都道府県に対してしっかりとした助言をできるかが問題。それにふさわしい人に会長の椅子へ座ってもらおう。そのためには会長に限り70歳定年は厳格した方がいい」と述べている。「こう言おうと、自分が会長に留まりたいからと恐われる。だから私は諦めさせてもらいます」と語った。

森は「政治家であれ、事業家であれ、スポーツの振興を日指すのは誰でも同じ思い。素晴らしいアスリートを支援するのがJOCで、子どもたちはそうしたアスリートたちにあこがれるわけで、そこに送り込む下支えの役割が日本体育協会。これからもJOCと協力し合っているかなければならない。それにしてもスポーツに対する国の予算が少なすぎる。スポーツ庁、スポーツ庁設立を早くスタートさせなければいけない。そのためにも、政治家の立場でスポーツ基本法制定の運動の先頭に立ち、何とかその方向にまとめることができた」と、会長時代を総括した。

2011(平成23)年に日本体育協会が創立100周年を迎えるに当たり、2010(平成22)年にその記念事業実行委員会会長に就任。翌年3月、元・トヨタ自動車社長(現・会長)の張富士夫にバトンを渡した。

森喜朗

YOSHIRO MORI ● 2005～2011